平成２２年（フ）第１６６５１号
埼玉県さいたま市浦和区大東１丁目23―８―303
破産者　磯田　敬子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７１２号
東京都大田区中央４丁目24―７―105
破産者　大山　雅和
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１号
埼玉県三郷市仁蔵448番地の１
破産者　株式会社グリーンライフ白井
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
千葉県流山市西初石４丁目369番地の61
破産者　鈴木　辰也
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４０７号
東京都江東区東陽１丁目１－６―201、開始決定時の住所東京都江東区門前仲町２丁目11―８―401
破産者　石橋由美子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８９８号
東京都豊島区南大塚３丁目35番地２　和作ビル202
破産者　株式会社流通産業綜合システム研究所
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９１６号
東京都板橋区小茂根４丁目22番２号
破産者　株式会社丸五工務店
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３５１号
東京都大田区矢口２丁目11―27
破産者　北原　久雄
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３６６号
東京都東村山市秋津町５丁目５番地13
破産者　株式会社プロカラーシステム
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８１号
埼玉県さいたま市緑区東浦和７丁目47―10
破産者　赤羽　毅一
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００１２号
東京都新宿区西新宿７丁目22番16号
破産者　株式会社ユーインターナショナルオフィス
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９５５号
東京都目黒区平町１丁目16―８―201
破産者　丸井　　誠
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６１号
東京都世田谷区池尻４丁目12―14
破産者　細田　佑介
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８４５号
東京都大田区大森東４丁目３－３―404
破産者　辰田　恒明
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８４６号
東京都大田区大森東４丁目３－３―404
破産者　辰田　洋子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５５号
東京都武蔵村山市大南４丁目24番地の13
破産者　有限会社カンノ工業
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５６号
東京都武蔵村山市大南４丁目24―13
破産者　菅野　　潤
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９６４号
東京都中野区江原町１丁目23―210
破産者　下村　　寛
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０１７号
東京都渋谷区初台１丁目33―５―208
破産者　星野　英師
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５８５号
東京都杉並区高井戸西２丁目７―40　ウイスタリアコートＢ―102
破産者　齋藤　裕子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６９号
東京都羽村市小作台５丁目20―11
破産者　近藤　恵美
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部